平成２７年（フ）第４２７４号
東京都江戸川区東瑞江２丁目49　都住１－410
破産者　近藤　忠藏
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２８４号
東京都町田市玉川学園５丁目25－２　ソレイユ弐番館101
破産者　宮川学こと　李　　学雨
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２８９号
東京都江戸川区東小岩３丁目24―10
破産者　木村伊佐雄
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２９０号
東京都江戸川区東小岩３丁目24―10
破産者　木村美智子
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３０４号
東京都北区赤羽北２丁目15－１－1329
破産者　中原　正雄
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３６３号
東京都港区芝５丁目11－５
破産者　皆澤　幸平
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３８６号
東京都杉並区梅里２丁目29－８
破産者　原　　広美
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７６６号
東京都港区東麻布１丁目６番８号
破産者　株式会社十善商事
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７７５号
東京都千代田区神田和泉町１番地６－５
破産者　株式会社イーエムホープ
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９０８号
千葉県木更津市潮見２丁目３番地
破産者　株式会社新康興業
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３１号
埼玉県三郷市さつき平２－１－２　シティフォーラム101内、商業登記簿上の本店所在地東京都港区麻布十番３丁目14番３－1205号
破産者　ケイエス住宅販売株式会社
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３２６号
東京都足立区西新井６丁目12―20
破産者　渡部　智子
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３４８号
神奈川県横浜市南区大岡４丁目６－15　プラザ・ドゥ・エリーゼＣ106
破産者　新屋敷　勉
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５７１号
東京都港区芝３丁目30―10―401
破産者　萩原　勇介
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６７２号
千葉県松戸市稔台２丁目32－３　コーポ稔台
破産者　広川　秀樹
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６７３号
千葉県松戸市稔台２丁目32－３　コーポ稔台
破産者　広川　明子
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６９８号
東京都葛飾区細田３丁目33番９号
破産者　有限会社菅正
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６９９号
東京都葛飾区鎌倉２丁目30―11
破産者　菅原　正美
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７１４号
東京都杉並区荻窪５丁目22―11
破産者　宮本　雅史
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７２２号
千葉県市川市南八幡５丁目10番３号　ササキハイム１Ｆ
破産者　有限会社キッチン
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８１９号
千葉県千葉市緑区おゆみ野南１丁目12―５メイプルハウスＢ―201
破産者　根本　弘治
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９４３号
東京都板橋区赤塚１丁目８－13―206
破産者　赤嶺　和美
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部